

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	択伐の計画の変更命令	
根拠法令等及び条項	森林法第34条の2第2項	
処分基準	根拠条項	森林法第34条の2第2項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 森林法第34条の2第1項の規定により提出した届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が、保安林に係る指定施業要件に適合しないと認められた者</p> <p>2 処分内容 当該届出書を提出した者にその択伐の計画を変更すべき旨を命ずる。</p>	